

新型コロナウイルス感染症に関するご案内

日頃より当組合の共済事業・保険代理事業をご利用いただきありがとうございます。
このたびの新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた皆様に心よりお見舞い
申しあげます。新型コロナウイルス感染症に罹患された方に下記の特別措置を行います。

1 ライフ共済ご加入者への共済金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症を治療の目的とした入院や、医療機関の事情などにより、
病院などと同等とみなされる施設（ホテルなどの宿泊施設を含みます。）で治療を受
けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、
入院共済金のお支払い対象として取り扱います。

また、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合、不慮の事故
による死亡共済金のお支払い対象として取り扱います。

2 共済掛金の払込に係る特別措置について

新型コロナウイルス感染症のり患等により、共済掛金の払込及び契約継続手続きが
困難となった場合は払込等を猶予する措置を設けましたので、詳しくは当組合までお
問い合わせください。

猶予する期間は、令和2年4月10日から令和2年9月30日までとなります。

3 保険料の払込に係る特別措置について

保険代理事業をご利用の方も、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の払
込および契約更新手続きが困難となった場合は、払込などを猶予する措置が東京海上
日動火災保険株式会社により設けられておりますので、詳しくは当組合までお問い合
せください。

（東京海上日動火災保険株式会社の「住まいの保険」や「個人賠償責任補償」をご
利用いただいている方については、下記のリンクについてもご確認をお願いいたし
ます。）

(リンク先) https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/200302_01.html

〈お問い合わせ先〉

愛知県共済生活協同組合

電話番号：0120-08-5555

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

※ 電話番号のおかけ間違いには、十分ご注意ください。